

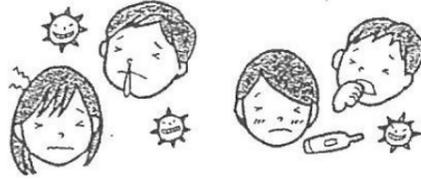
元気なぐさっ子

平成26年11月
名草小学校

おうちの方へ

インフルエンザ

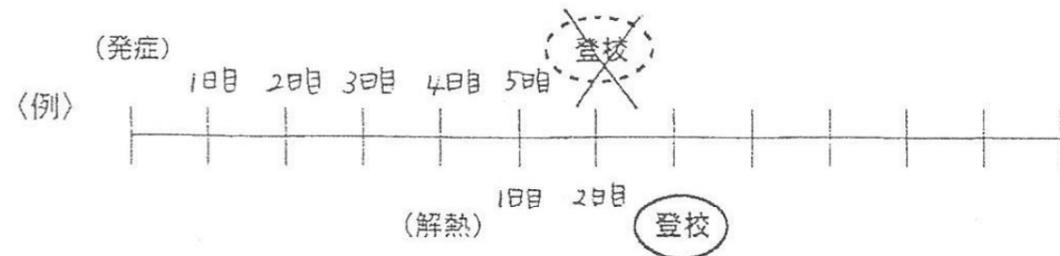
インフルエンザが流行しはじめる季節になりました。



インフルエンザによる学校の出席停止期間

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあたっては、3日）を経過するまで」（学校保健安全法施行規則第19条）

●出席停止日数のカウントについて



※1 [0日目]とは、発症日（急な発熱等で病院に行くであろう日）のことです。

[1日目]とは、発症日の翌日のことです。

※2 発症から5日を経過しても、解熱してから2日を経過しなければ登校できません。

インフルエンザと診断されたら、すぐに学校へご連絡ください。

出席停止期間に従い、医師による登校許可が出るまで、ご家庭で療養し、感染のおそれがなくなってから登校してください。

インフルエンザと診断された場合、「インフルエンザによる欠席届」を保護者の方が記入し、学校へ提出していただければ、欠席扱いになりません。（「出席停止」扱いになります）用紙は学校からお渡しいたします。

また、何かわからないことがありましたら、いつでも学校の方へご連絡ください。

朝の健康観察をお願いします

朝はお忙しい時間だと思いますが、お子さまが起きてきたとき、食事のとき、支度をしているときなど、いつもと違う様子がないか少し注意してみてください。気にかかることがあれば、必ず検温してみてください。よろしくお願ひいたします。

ノロウイルス等による感染性胃腸炎

毎年、11月頃から2月の間にノロウイルス等による感染性胃腸炎が流行します。

感染性胃腸炎とは

ウイルスまたは細菌が原因で起こる胃腸炎を一括したものであり、いわゆる「お腹にくる風邪」もこの病気に含まれます。

- 症状** 原因病原体により、症状は様々であるが、主症状は吐き気、嘔吐、下痢、腹痛であり、発熱は軽度である。これらの症状が1～2日続いた後、治癒する。また、感染しても発症しない場合や軽い風邪のような症状の場合もある。
- 感染経路** 病原体に汚染された飲食物を口にすることや、感染者との接触、感染者の嘔吐物やふん便から人の手などを介してなどの二次感染によって起こる。

- 潜伏期間** 24～48時間

- 予防** ①手洗い・うがいを励行する

感染経路の基本は「手洗い」と「うがい」です。外から帰った時、トイレのあと、調理をする際、食事をする前には、石けんと流水で手指をよく洗うこと。また、手洗い後使用するタオルやハンカチの貸し借りはせず、個人のものを使うこと。

- ②食品は十分に加熱する

- ③調理器具等を清潔に保つ

- 二次感染を防ぐために**

- ◎手洗いは二次感染の基本です

多くの場合、ウイルスに触れた人の手を介し感染が拡大します。手洗いを習慣づけることが、感染の予防の基本です。

- ◎嘔吐物・排泄物の処理

・嘔吐や下痢の処理をするときは、使い捨て手袋やマスクをし、直接触れないようにする。

・嘔吐物をペーパータオル等で覆い、その上から次亜塩素酸ナトリウム（市販のハイター等 原液でも可）で浸すように床を拭き取り、その後、水拭きをする。

・使用したペーパータオル等はすぐにビニール袋に密閉し処分する。

手袋も同じように処分する。

・処理後は、よく手を洗い、うがいをする。

・嘔吐物・排泄物で汚れた衣類等は他の衣類と分けて洗う。

★処理時とその後は、窓を大きく開け十分換気する。



※お子さまが学校で嘔吐や下痢をして、衣服を汚してしまった場合、感染症による集団感染防止のため、そのままの状態でお持ち帰っていただきます。ご了承ください。